

# 大阪府漁業近代化資金融通措置要綱

## 第1 目的

府下の漁業経営を近代化し、漁業者の所得増大を図るため、漁業者又は漁業協同組合等の必要とする長期低利資金の融通を円滑にし、資金装備の高度化と経営の安定に資することを目的とする。

## 第2 措置

大阪府は、漁業経営近代化のため必要な資金(以下「近代化資金」という。)の融通についてその貸付金利を適正にし、借入者の利子負担の軽減を図るため、利子補給等の措置を講ずる。

## 第3 融資枠

毎年度知事が別に定める。

## 第4 融資条件等

### 1 資金の種類

資金の種類は、別表のとおりとし、次の(1)から(4)に掲げるものを個人資金、(5)に掲げるものを共同利用資金とする。

- (1) 別表第1号資金のうち総トン数20トン未満の漁船に係るもの。
- (2) 別表の第2号、第3号、第7号及び第8号資金で要綱第4の2の(1)から(5)に掲げる者に貸し付けるもの。
- (3) 別表の第4号及び第5号の施設等に係るもの。
- (4) 別表第1号資金のうち総トン数20トン以上の漁船に係るもの。
- (5) 別表の第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号資金で要綱第4の2の(6)から(9)に掲げる者に貸し付けるもの。

### 2 借入資格

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が3,000トン以下であるもの。
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの。

(以下(1)から(5)を総称して「漁業者等」という。)

- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合
- (9) 水産加工業協同組合連合会

(以下(6)から(9)を総称して「組合等」という。)

(10) (1)から(9)又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令の定めるもの。

((2)(3)及び(5)から(9)は除く。)

### 3 融資機関

融資機関は、農林中央金庫(以下「中金」という。)並びに貸付の事業を行なう漁業協同組合及び水産加工業協同組合(以下「協同組合」という。)とする。

### 4 融資限度

a 組合等に貸し付ける場合 12億円

(特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認額。以下bからdにおいても同じ。)

b 次に掲げる者に貸し付ける場合 3億6千万円

(ア) 要綱第4の2の(1)から(3)までに掲げる者のうち、総トン数20トン以上130トン(別表第1号のかっこ書きの規定により農林水産大臣が130トンを超える総トン数を定めるときは、その総トン数。以下同じ。)未満の漁船の改造、建造又は取得に必要な近代化資金を借り受ける者及び当該資金を借り受けている者。

(イ) 要綱第4の2の(2)から(3)までに掲げる者のうち、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は指定水産動植物(別表の第5号に定める水産動植物をいう。以下同じ。)の種苗しゅびょうの購入若しくは育成に必要な近代化資金を借り受ける者及び当該資金を借り受けている者。

(ウ) 要綱第4の2の(1)から(5)までに掲げる者のうち、総トン数20トン未満の漁船の改造、建造若しくは取得、養殖業に必要な施設の改造、造成若しくは取得若しくは指定水産動植物の種苗の購入若しくは育成又は水産加工業に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な漁業近代化資金を借り受ける者及び当該資金を借り受けている者。

c 要綱第4の2の(1)に掲げる者のうち、漁船を使用して漁業を営む者及び養殖業を営む者であって、次に掲げる者並びに同(2)から(5)までに掲げる者に貸し付ける場合  
9千万円

(ア) 漁船を使用して営む漁業(養殖業を除く。)に必要な20トン未満の漁船の改造、建造又は取得に必要な近代化資金を借り受ける個人

(イ) 漁船を使用して営む漁業(養殖業を除く。)に必要な漁船以外の施設の改良、造成又は取得に必要な近代化資金を借り受ける個人

(ウ) 養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は指定水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な近代化資金を借り受ける個人

d その他の第4の2の(1)に掲げる者 1千8百万円

(ただし、別表の第7号資金のうち、漁村給排水施設については1千2百万円、初度的経営資金については1千5百万円、漁家民宿施設資金については4千万円)

### 5 融資期間

融資期間は、20年以内(据置3年以内を含む。)において別表のとおりとする。

### 6 融資経路及び貸付利率

組合等の必要とする資金は、中金から、漁業者等の必要とする資金は、協同組合並びに中金から融資するものとし、貸付利率は農林水産大臣が定める率以内とする。

## 7 融資率

原則として事業費(補助金等を差し引いた現金支出額に限る。)の100分の80以内とする。

ただし、資金を借入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から融資率が100分の80を超える資金の貸付が必要であって、浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プランの事業に取り組む漁業者と知事が認める場合には、100分の100以内とすることができる。

## 8 償還方法

毎年1回又は2回の元金均等償還とする。

## 9 貸付形式

証書貸付とする。

## 第5 知事の承認

近代化資金を貸し付けようとする場合、融資機関は漁業近代化資金利子補給承認申請書(以下「承認申請書」という。)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

## 第6 利子補給

知事は、この要綱の定めるところにより近代化資金を貸し付けた融資機関に対し、次により利子補給を行うものとする。

### 1 利子補給契約

利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する漁業近代化資金利子補給契約書によって行なうものとする。

### 2 利子補給率は農林水産大臣が定める率とする。

### 3 利子補給の額

利子補給の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における近代化資金につき借入者ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

### 4 利子補給金の請求

融資機関が利子補給金の交付を受けようとするときは、漁業近代化資金利子補給金交付請求書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(ここに掲げる書類の様式は知事が別に定める。)

#### (1) 漁業近代化資金利子補給金請求明細書

#### (2) 融資平均残高計算表

#### (3) その他知事が必要と認める書類

### 5 利子補給金の支払

知事は、漁業近代化資金利子補給金交付請求書を受理した場合において、適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払う。

## 第7 借入者及び融資機関の義務

1 近代化資金の貸し付けを受けたものは、この要綱の定めるところにより貸し付けの目的に従い、当該貸し付けにかかる事業を行ない、かつ、貸付金の他の用途への使用をしてはならない。

2 融資機関及び近代化資金の貸し付けを受けたものは、貸付金にかかる事業の収支を明らかにし、関係書類を常に整備しておかなければならない。

3 融資機関は、近代化資金の融資対象事業についてその事業の進捗よく状況を常に把握するとともに、当該事業が完了したときはすみやかに事業完了届(様式は知事が別に定める。)を借受者から徴求のうえ、知事に提出するものとする。

4 融資機関は、この要綱の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって、近代化資金の管理に当たらなければならない。

#### 第8 利子補給の打ち切り又は償還

1 知事は、近代化資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を交付しないことができるものとする。

2 知事は、融資機関の責に帰すべき理由により、融資機関がこの要綱又は漁業近代化資金利子補給契約書の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

#### 第9 報告の徴収及び検査

融資機関は、知事が当該融資機関の行なった近代化資金の融資に関し、報告を求めた場合、又はその職員をして当該融資に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

#### 第10 融資手続

##### 1 漁業者等が借入れる場合

(1) 借入希望者は、借入申込書(様式は知事が別に定める。)を融資機関に提出するものとする。

(2) 融資機関は、内容を審査のうえ、承認申請書(様式は知事が別に定める。)を作成し、これに借入申込書の写しを添え、知事に提出するものとする。

なお、融資機関が協同組合である場合で自己資金で貸し付けできない場合は、利子補給承認申請以前に中金に対して、原資供給について協議するものとする。

(3) 知事は、内容を審査のうえ、必要ある場合は市町村の意見を徴し、利子補給の諾否の決定を行い、融資機関にその旨通知するとともに、市町村にも通知するものとする。

なお、中金が原資供給を行なった近代化資金については、中金にも通知するものとする。

(4) 融資機関は、知事の利子補給承認に基づき貸付決定を行い、借入申込者に通知するものとする。

##### 2 組合等が借入れる場合

(1) 借入希望者は、借入申込書(様式は知事が別に定める。)を中金に提出するものとする。

(2) 中金は、内容を審査のうえ承認申請書を作成し、これに借入申込書の写しを添えて、知事に提出するものとする。

(3) 知事は、内容を審査のうえ、必要ある場合は市町村の意見を徴し、利子補給の諾否の決定を行い、中金に通知するとともに市町村にも通知するものとする。

なお、中金が原資供給を行なった近代化資金については、中金にも通知するものとする。

(4) 中金は、知事の利子補給承認に基づき貸付決定を行い、借入申込者に通知するものとする。

とする。

附 則

この要綱は、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 46 年 9 月 10 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 6 月 15 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 48 年 5 月 28 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 49 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 2 月 3 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 5 月 31 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 3 月 14 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 3 月 26 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 5 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 2 月 20 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和**62**年4月**15**日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和**62**年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和**63**年6月**17**日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和**63**年**10**月**28**日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年2月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年**10**月4日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成2年3月7日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月**27**日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年9月**14**日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成2年**10**月5日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年**12**月**11**日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年**11**月**19**日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年12月20日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年3月13日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成4年8月21日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年1月18日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成4年12月2日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成5年8月13日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年8月27日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成5年6月4日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年2月22日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成5年12月27日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年10月2日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成7年8月9日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年12月21日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成7年11月10日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年2月1日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成7年12月8日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従

前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成8年4月15日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年10月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成8年10月18日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成8年9月20日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成9年3月10日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年2月7日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月14日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年3月28日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成9年5月14日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年4月23日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成9年6月16日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年5月23日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成9年7月29日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年7月1日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成9年8月28日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年7月25日から適用する。



2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成9年9月10日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年8月22日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成9年10月13日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年9月24日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年12月10日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年10月27日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成10年1月16日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年11月20日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成10年2月23日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年2月6日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成10年3月11日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年3月9日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月24日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年3月17日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成10年5月13日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置

要綱の規定は、平成 10 年 4 月 14 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 7 月 2 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 10 年 6 月 16 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 9 月 7 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 10 年 8 月 31 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 10 月 7 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 10 年 9 月 18 から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 10 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 11 月 26 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 10 年 10 月 22 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 1 月 20 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 1 月 6 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 2 月 17 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 2 月 12 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 3 月 15 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 2 月 22 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 5 月 24 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 4 月 27 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 6 月 7 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 5 月 25 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 7 月 5 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 6 月 16 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 8 月 6 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 8 月 3 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 10 月 4 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 9 月 28 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 11 月 5 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 10 月 20 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 11 月 30 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 11 年 11 月 29 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 1 月 6 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 1 月 7 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 2 月 14 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置

要綱の規定は、平成 12 年 2 月 2 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 3 月 1 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 2 月 21 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 12 年 3 月 6 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 3 月 22 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 3 月 27 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 20 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 4 月 21 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 6 月 7 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 5 月 25 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 6 月 23 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 6 月 19 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 9 月 25 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 9 月 25 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 10 月 26 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 10 月 26 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 12 月 28 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 12 年 12 月 18 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 2 月 14 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 13 年 2 月 1 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 3 月 5 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 13 年 2 月 26 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 3 月 26 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 13 年 3 月 19 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 9 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 13 年 4 月 2 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 5 月 16 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 13 年 5 月 18 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 6 月 13 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 13 年 6 月 1 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 7 月 10 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 13 年 7 月 3 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 8 月 17 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 13 年 7 月 3 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 2 月 20 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 14 年 2 月 20 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 10 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 14 年 4 月 2 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 8 月 1 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 14 年 7 月 5 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の施行前に貸付けられた近代化資金の償還期限に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の大阪府漁業近代化資金融通措置要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。